

下水処理施設に係る排水関係の規制・計画について

	大阪湾流域別下水道整備総合計画	総量規制基準（水質汚濁防止法）	排水濃度規制（水質汚濁防止法）																						
目的	環境基本法第十六条第一項の規定に基づき水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その <u>環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめること</u> （下水道法第2条の2第1項）	人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、 <u>排水基準のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域</u> であるものについて、化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における <u>指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため</u> （水質汚濁防止法第4条の2第1項）	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するによって、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること（水質汚濁防止法第1条） ※アンモニア等は「人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）」として規制されている。																						
対象物質	生物化学的酸素要求量【BOD】（河川）、化学的酸素要求量【COD】、窒素含有量【T-N】、リン含有量【T-P】（海域）	化学的酸素要求量、窒素含有量、リン含有量	有害物質28項目、生活環境項目14項目																						
目標値・規制値	<p>整備目標値（年間平均値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>COD</th> <th>T-N</th> <th>T-P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mg/L</td> <td>20 mg/L</td> <td>1.5 mg/L</td> </tr> </tbody> </table> <p>・大阪湾全体の目標負荷量（下水道分）を達成するための整備目標として設定 ・BODについて、計画放流水質を15 mg/Lとしているが、排水する河川によっては、年間平均値としてより厳しい整備目標を設定（大阪府の場合、最も厳しい値で3.0 mg/L） ・下水処理場の整備目標は年間平均値であり、令和30年における府県別目標負荷量を超えない範囲で、<u>個別の処理場毎に変更することが出来る</u>ものとする。</p>	COD	T-N	T-P	13 mg/L	20 mg/L	1.5 mg/L	<p>下水道業に係るC値（mg/L）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>COD</th> <th>T-N</th> <th>T-P</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Co</td> <td>20</td> <td>25 (15)</td> <td>2 (1)</td> </tr> <tr> <td>Ci</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>Cj</td> <td>20 (15)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・適用されるC値は、排水が増加した時期により決定 ・標準活性汚泥法以上の処理方法の場合は括弧内の値が適用</p>		COD	T-N	T-P	Co	20	25 (15)	2 (1)	Ci	20	10	1	Cj	20 (15)			アンモニア等の排水基準は100 mg/L ただし上水道水源地域においては、10 mg/L （下水道業においては、暫定排水基準として18 mg/L） ※計算方法は、以下の式により算出 $(\text{アンモニア性窒素}) \times 0.4 + (\text{亜硝酸性窒素}) + (\text{硝酸性窒素})$ COD,BODの排水基準は日平均で20 mg/L (T-N,T-Pについても基準あり)
COD	T-N	T-P																							
13 mg/L	20 mg/L	1.5 mg/L																							
	COD	T-N	T-P																						
Co	20	25 (15)	2 (1)																						
Ci	20	10	1																						
Cj	20 (15)																								
その他	<p>・基本方針（R6.3合意）において、『<u>環境省による「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」についても遵守する必要がある</u>』と記載されている。 ・計画の見直しについて「環境基準の見直しなど社会情勢の変化や、府県市等で実施している水質等調査結果をもとに実施するモニタリングで水質などの動向を確認し、<u>5年程度毎に当該基本方針のレビューを行い、流総計画の見直しを含めて必要な措置を検討する</u>」としている。</p>	<p>第10次水質総量削減の在り方（パブリックコメントにおける案）において、以下のとおり記述あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定水域内の特定の水域ごとに目指す水環境の姿を実現すべく、総量削減制度から「総量管理制度」への転換を図る。 ・「管理目標量」については、汚濁負荷量の削減を図りつつ、栄養塩類管理を行う都府県においては、9次の削減目標量から増加させることも含めて柔軟に設定すべき。ただし、増加させる場合には、現状非悪化を確認するなど水環境保全上の支障がない範囲で設定する必要がある。 ・栄養塩類の過剰な供給は、依然として課題となっている貧酸素水塊の拡大等を助長するおそれがあることは念頭に置くべき 	<p>・上水道水源地域の規制について、し尿処理施設（浄化槽）は既設に限り適用を除外している。</p>																						